# 地域再生計画

## １　地域再生計画の名称

最上川舟運文化が育んだ紅花が彩る豪農屋敷とイモニケーションが生み出す関係・交流人口１０倍プロジェクト

## ２　地域再生計画の作成主体の名称

山形県東村山郡中山町

## ３　地域再生計画の区域

山形県東村山郡中山町の全域

## ４　地域再生計画の目標

### ４－１　地方創生の実現における構造的な課題

当町は蔵王温泉の山形市、天童温泉の天童市、さくらんぼの寒河江市ほか観光資源が豊富な市町に隣接し、山形空港・ＪＲ山形駅・高速ＩＣといった広域交通結節点にも近くアクセス条件は非常に良いにも関わらず、公共の宿泊温泉施設はあるものの、山形市のベッドタウン的位置づけにあり、観光産業が乏しく観光周遊商品がまったくなく、また、最上川河畔は芋煮会やバーベキューなどが盛んに行われているが、地域住民の活用に終始し、交流人口を生み出す観光誘客商品がないことから交流人口を生み出せない。また、二つのコンテンツに関する観光商品、お土産品等の商品がないため経済効果を生み出せない。旧柏倉家住宅は上下水道、防犯防災設備、事務所機能、トイレなど公共施設としての基盤がなく、公開し利活用できる状況になく関係・交流人口の創出ができない。以上のことが原因となり、貴重な観光資源と恵まれた地勢が経済効果に結びつかず、起業・雇用の創出、移住定住者の創出が進まない。

### ４－２　地方創生として目指す将来像

【概要】

平成29年４月に町が寄附を受けた旧柏倉家住宅（山形県指定文化財）と旧柏倉惣右衛門家住宅（中山町指定文化財）は、公共施設として活用するためには基盤設備が不足し、現在未公開の状況である。これらを単なる歴史的建築物の展示公開だけではなく、交流拠点として活用できるものとし、地元大学等と連携した関係人口創出事業の実証実験や日本遺産「山寺が支えた紅花文化」構成市町等と観光周遊プランを造成して、交流人口が年間2,000人であったものを10倍の年間20,000人に増加させる。また、令和元年９月に旧柏倉家住宅が重要文化財に指定されたことから、その文化財としての価値の周知・広報を強化することで、本事業の効果を拡大させるとともに継続性を担保する。併せて、共に最上川舟運が素地となる、当町が発祥である山形の秋の風物詩「芋煮会」による交流創出事業「イモニケーション」の商品化を進め、交流拠点との相乗効果で経済効果を拡大する。その結果として、起業・雇用の創出、移住定住者の創出を図り、人口減少に歯止めをかけるものである。

【数値目標】

| ＫＰＩ | 事業開始前<br>（現時点） | 2019年度増加分<br>１年目 | 2020年度増加分<br>２年目 |
|---|---|---|---|
| 事業により開館した旧柏倉家住宅（旧柏倉九左衛門家及び旧柏倉惣右衛門家）年間入館者数（人） | 1,599 | 901 | 5,500 |
| 事業により開設した交流施設（旧柏倉惣右衛門家住宅）（人） | 0 | 1,000 | 1,500 |
| 事業によって新たに造成し販売したツアー・プログラム参加者数（人） | 0 | 0 | 50 |
| 地域における１人回あたりの旅行消費額（円） | 0 | 0 | 1,500 |

| 2021年度増加分<br>３年目 | 2022年度増加分<br>４年目 | 2023年度増加分<br>５年目 | KPI増加分<br>の累計 |
|---|---|---|---|
| 4,000 | 4,000 | 4,000 | 18,401 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 0 | 3,500 | 0 | 6,000 |
| 50 | 100 | 100 | 300 |
| 500 | 500 | 500 | 3,000 |

## ５　地域再生を図るために行う事業

### ５－１　全体の概要

最上川舟運を素地とする二つのコンテンツを活用した観光事業を確立するため、旧柏倉家住宅と最上川河川敷を拠点とした関係・交流人口創出のための事業と、その交流創出による経済効果波及のための商品開発を平行して行う。また、拠点となる施設の整備を行い、誘客の呼び水となる観光周遊商品の造成を行う。

さらに、事業効果により増加する関係・交流人口により、起業・雇用の創出を促し、その支援を行う。

### ５－２　第５章の特別の措置を適用して行う事業

○　地方創生推進タイプ（内閣府）：【Ａ３００７】

○　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【Ａ２００７】

①　事業主体

山形県東村山郡中山町

②　事業の名称

最上川舟運文化が育んだ紅花が彩る豪農屋敷とイモニケーションが生み出す関係・交流人口１０倍プロジェクト

③　事業の内容

①－１旧柏倉家住宅や芋煮会による交流創出事業「イモニケーション」を素材として観光周遊商品を造成する。

①－２イモニケーションのブランディングによる経済効果の拡大を図るため、「日本三大芋煮」として連携している愛媛県大洲市及び島根県津和野町と開催しているＰＲイベントに観光商品・土産品の販売・誘客事業を加え、イベント効果を拡大する。

①－３地元大学等に委託し、旧柏倉家住宅における関係人口創出事業の実証実験（マルシェ・カフェ・ゲストハウスほか）を行い、その成果を活かした交流事業を立上げる。

②－１ソフト事業実施の前提として旧柏倉家住宅の施設の改修（事務室・トイレ２か所等）及び施設備品の整備（展示・施設維持）を行う。

②－２交流創出事業「イモニケーション」を推進するため、そのモノ・コトの開発拠点施設として町施設の改修とレトルト食品加工設備を導入する。

④　事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

旧柏倉家住宅は公開・利活用による入館料等収入や関連資料等の販売による自主財源を確保するとともに、2022 年度から指定管理者制度を導入し、自主事業による収入を加え事業の自立を図る。

芋煮会関連事業は商品開発によるスタートアップ後は、民間事業者主体で、商品の販売促進・ふるさと納税返礼品としての活用を行うものとし、販売収入により事業の継続性を確立する。

【官民協働】

①旧柏倉家住宅における関係・交流人口創出事業では、交付対象事業により行政や民間事業者が参入できる基盤を整備することにより民間活力を発揮する場を創出する。②芋煮会関連商品販売促進事業においては、民間事業者の商品開発・販売促進と行政のイベント等よる発信を連携させ、芋煮会関連商品のブランディングを行う。①②の取組みを継続することにより相乗的に誘客と経済効果のサイクルを構築し、上昇スパイラルを生み出す。

【地域間連携】

旧柏倉家住宅における関係人口・交流人口創出事業においては、山形県指定文化財として、また、日本遺産の構成文化財として、県と連携した情報発信及び文化財として保存の取組みを行う。芋煮会関連商品販売促進事業においては、愛媛県大洲市と島根県津和野町と連携した日本三大芋煮としての発信強化とブランディングの取組みを推進する。

【政策間連携】

最上川舟運文化を媒体とする本事業の政策目的は次の３つである。

①歴史的建造物の保存・利活用による関係人口・交流人口の創出

②芋煮会関連商品の確立による産業の振興

①②の相乗効果による③新たな生業・雇用の創出と移住定住の促進

⑤　事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

４－２の【数値目標】に同じ。

⑥　評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

外部組織からの参画者で構成する中山町政策推進会議において、KPI の数値及び実施内容の報告を検証するとともに、事業の改善提案を示し、意見聴取の後、事業内容の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

学術１名、官庁１名、産業界２名、金融業界１名、青年組織２名、女性団体２名、社会教育団体１名、福祉団体１名、地縁団体１名、公募（町民）１名

【検証結果の公表の方法】

中山町政策推進会議において効果検討を行い、評価結果は町報掲載、ＨＰでの公表を行うとともに、国へ報告する。

⑦　事業費

（単位：千円）

| 事業 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|---|---|---|---|
| 法第５条第４項第１号イに関する事業 | 41,663 | 48,417 | 40,694 |
| うち法第５条第４項第２号に関する事業 | 20,832 | | |

| 2022年度 | 2023年度 | 総事業費 |
|---|---|---|
| 12,851 | 12,133 | 155,758 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 20,832 |

⑧　事業実施期間

・　法第５条第４項第１号イに関する事業

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

※　企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

・　法第５条第４項第２号に関する事業

2019 年１月に申請した地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

⑨　その他必要な事項

ア　法第５条第４項第２号に関する事業としての事業区分

観光業の振興

イ　申請時点での寄附の見込額

（単位：千円）

| 寄附法人名 | 寄附の見込額 | |
|---|---|---|
| | 2019年度 | 計 |
| 小松建設株式会社 | 1,000 | 1,000 |
| 進和ラベル印刷株式会社 | 1,000 | 1,000 |
| 計 | 2,000 | 2,000 |

ウ　寄附の金額の目安

35,000 千円（2020 年度～2023 年度累計）

## ５－３　その他の事業

### ５－３－１　地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

### ５－３－２　支援措置によらない独自の取組

(1) 創業支援事業

① 事業概要

当町が定めている創業支援事業計画により起業家への支援を行うことにより、新たな観光資源を活用した創業の促し、移住者を生み出し転入超過（社会増）を促進し、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

② 事業実施主体

山形県東村山郡中山町

③ 事業実施期間

2019 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで

## ６ 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2024 年 3 月 31 日まで

## ７ 目標の達成状況に係る評価に関する事項

### ７－１ 目標の達成状況に係る評価の手法

５－２の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

### ７－２ 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

４－２に掲げる目標について、７－１に掲げる評価の手法により行う。

### ７－３ 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

５－２の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。